

(平成24年1月12日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福岡地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 5 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、将来のことが心配だったので、昭和 49 年 4 月に国民年金に任意加入し、それ以降の国民年金保険料を全て納付していたはずなのに、申立期間が未納となっていることを知って驚いている。

当時の年金手帳や領収書などは保管していないが、申立期間の保険料も納付したのは間違いないので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 4 月に国民年金に任意加入して以降、申立期間を除き 61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となるまでの間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は 3 か月と短期間である。

また、特殊台帳、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料収滞納一覧表によると、申立期間を除く納付済期間の保険料については、全て現年度納付されていたことが確認できる上、申立期間前後を通じて申立人の住所に変更は無いことから、申立期間の保険料についても納付されていたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は平成8年5月2日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を訂正することが必要である。

なお、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月30日から8年6月1日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B健康保険組合の被保険者記録等により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務していたことが確認できるが、オンライン記録では、平成7年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

一方、オンライン記録では、A社は、平成8年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった旨の処理が行われているが、申立人を含む全ての被保険者について、喪失日は相違しているものの、同日より後の同年5月2日に厚生年金保険の被保険者資格を遡及して喪失した旨の処理が行われていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿によれば、平成8年5月2日において同社は閉鎖されていないことが確認できる上、同日において、同社で勤務していたとする複数の同僚の供述などから、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたことが認められるため、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成7年11月30日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有

効なものと認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該処理が行われた8年5月2日に訂正することが必要である。

また、平成7年11月から8年4月までの標準報酬月額については、7年10月のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち、平成8年5月2日から同年6月1日までの期間については、B健康保険組合の被保険者記録等により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことは確認できるものの、申立人が所持するA社における同年5月分の給与明細書により、当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成8年5月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 福岡国民年金 事案 2541（事案 1584 の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年3月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年3月から11年2月まで

申立期間については、平成20年6月頃、申立期間の国民年金保険料の免除承認通知書を提出して、A社会保険事務所（当時）に年金記録の訂正を依頼したが、訂正されなかった。その後、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、免除されていたことは認められないとの回答が届いた。そこで、再度、A年金事務所に問い合わせをしたところ、免除承認通知書など受け取っていないと言われ、紛失したことも認めず、申立期間当時居住していたB県C市にも照会してもらえなかったため、やむを得ず年金記録確認第三者委員会に再申立てを行うこととした。

申立期間の免除承認通知書を所持していたので、C市の年金記録が誤っているものと思われる。

各行政機関への徹底かつ詳細な調査を希望するとともに、申立期間を国民年金保険料の免除期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は申立期間の国民年金保険料の免除承認通知書を所持していたと供述しているものの、申立期間以外にも免除期間があることから、当該通知書に記載された期間を特定することができず、申立人の主張を裏付けるものとまでは認めにくいこと、ii) 4年に及ぶ申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行ったことを裏付ける関連資料が無く、免除申請を行っていたことをうかがわせる事情もないこと、iii) 社会保険庁（当時）の記録により、申立人が平成7年3月11日に国民年金被保険者資格を再取得した記録が、10年8月12日に追加されていることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月30日付けで、年金記録の訂正が必要

とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな関連資料の提出は無いものの、「申立期間の国民年金保険料の免除承認通知書を所持していた。」として、再度の申立てを行っていることから、改めて、申立人が申立期間当時居住していたC市に国民年金被保険者記録を確認したが、申立期間については未納とされている上、当該記録はオンライン記録と一致しており、C市が申立人の国民年金の記録を誤ったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、「退職直後の平成7年3月頃に、C市役所において、健康保険を国民健康保険に、厚生年金保険を国民年金に切り替える手続きを行った。」と主張しているところ、C市の国民健康保険に係る記録によると、申立人の国民健康保険加入の届出は、平成11年10月12日に行われたことが確認でき、申立人の主張と整合性が取れない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除承認通知書について、「平成20年6月頃、5、6枚以上をA社会保険事務所に提出し、返却されていない。」と主張しているものの、A年金事務所は、「一般的に、『国民年金保険料納付記録の照会申出書』が提出された際には、一緒に提出された資料は、そのコピーを申出書と一緒に保管するが、申立人の申出書と一緒に保管されている書類は、委任状のみである。申立人が提出したという免除承認通知書については、預かった形跡がなく、保管もしていない。」と回答しており、申立人が主張する5、6枚以上の免除承認通知書をA社会保険事務所が紛失したことを裏付けるまでの事情は確認できない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 12 月から 53 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 12 月から 53 年 5 月まで

申立期間について、年金事務所から国民年金の被保険者記録が確認できないとの回答を得た。申立期間当時、子供が二人おり、国民健康保険の加入手続を行った際に国民年金への加入を勧奨され、加入手続を行ったと記憶している。

また、申立期間当時は、妻も国民年金の被保険者であり、国民年金保険料を納付しているの、私が保険料を納付していなかったとは考え難い。

申立期間について、国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 60 年 7 月に払い出されていることが確認でき、当該時点においては、申立期間の国民年金保険料は、納付期限の時効が完成しており、納付することはできない上、申立人に別の記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人に係る A 市 B 区の国民年金被保険者名簿により、申立人の国民年金被保険者資格取得届は、昭和 60 年 6 月 11 日に受け付けられ、58 年 9 月 1 日に遡って被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人に係る同区の国民年金保険料収滞納一覧表の資格取得日の欄には、58 年 9 月 1 日の日付と共に、国民年金の強制加入対象被保険者が初めて被保険者資格取得届を提出したことを意味する「11」というコード番号が確認できることから、申立期間は、国民年金の未加入期間とされており、申立期間の国民年金保険料の納付書が発行されることはなく、申立期間の国民年金保険料は、納付することはできなかつたと推認される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 5 月から 61 年 12 月までの期間及び 62 年 4 月から 63 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 5 月から 61 年 12 月まで  
② 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで

昭和 61 年 4 月に妻の国民年金保険料の納付について相談するため、A 市役所に行った際に、私の国民年金について、同市職員から厚生年金保険の被保険者期間と共済組合の加入期間が併せて 30 月あるので、過去 2 年分及び 60 歳までの国民年金保険料を納付すれば、老齢基礎年金の受給資格期間を満たすと言われた。そこで国民年金の加入手続を行い、59 年 5 月から 61 年 4 月までの期間の国民年金保険料を同年 4 月又は同年 5 月にまとめて納付し、同年 5 月の保険料からは欠かさず納付した。

申立期間①及び②について、国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 4 月に国民年金の加入手続を A 市役所で行ったと申し立てているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、平成元年 3 月 6 日に払い出されていることが確認でき、この時点において、申立期間①は、時効により保険料を遡って納付することができない期間である。

また、申立人は、昭和 59 年 5 月から 61 年 4 月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付し、同年 5 月の保険料からは欠かさず納付したと申し立てているところ、国民年金保険料領収済通知書により、62 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を時効で納付できなくなる直前の平成元年 4 月 28 日に、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を平成 2 年 6 月 7 日に、昭和 63

年 10 月から平成元年 3 月までの期間の保険料を 2 年 11 月 30 日に、同年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を 3 年 6 月 28 日に、2 年 10 月から 3 年 1 月までの期間の保険料を同年 10 月 21 日に、それぞれ過年度納付していることが確認できる上、申立人が毎月欠かさず納期限内に国民年金保険料を納付したことが確認できるのは、申立期間②の約 3 年後の 3 年 2 月の保険料からである。

さらに、A 市の申立人に係る国民年金被保険者名簿において、前述の過年度納付の記録、及び平成元年 4 月 28 日に同年 4 月から 2 年 3 月までの 1 年間の国民年金保険料を前納した記録については確認できるが、申立期間①及び②の保険料の納付については確認できない。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月

私は、就職前の 1 か月分の国民年金保険料を納付するよう督促状が 2 回くらい送られてきたので、平成 11 年の夏のボーナス支給後からその年の 12 月までの間にその保険料を納付したと記憶している。

また、勤務先では社会保険事務の担当だったため、保険料を納付しなければならぬという意識は強く、保険料を納付したことを勤務先の先輩や同僚、母に報告した記憶もあるので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料に係る督促状が 2 回くらい送られてきた後に、その保険料を納付したと主張しており、申立期間は平成 10 年度の最後の月であることから、申立人の主張は、申立期間の保険料を翌 11 年度に過年度納付したという申立てであると考えられる。

しかしながら、申立人が申立期間当時に住んでいた住所地を管轄する社会保険事務所（当時）では、過年度納付に係る国民年金保険料領収済通知書を平成 4 年 4 月の発行分から保管しているが、その中には申立人の申立期間に係る同通知書が見当たらないことから、申立人が申立期間の保険料を過年度納付していたことを確認することはできない。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付した場所及び納付金額に関する記憶が定かではない上、申立期間の保険料を納付したことを勤務先の先輩や同僚、申立人の母親に報告したとしているが、先輩及び同僚の所在は不明であるため、当時の状況を聴取することができず、母親は当時の記憶が定かではないと説明している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 55 年 2 月までの国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 55 年 2 月まで

私は、昭和 53 年 4 月頃、A 県で国民年金の加入手続をし、会社に入社するまでの申立期間の国民年金保険料を、54 年 10 月に B 県 C 町（現在は、D 市）で一括納付した。当該期間の保険料は、1 か月ごとの納付であれば毎月役場に行かなければならないので、まとめて同町役場の年金係で納付した。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 53 年 4 月頃に A 県で国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の記号により、当該記号番号は、E 社会保険事務所（当時）から払い出されたことが確認でき、申立人の主張と異なっている。

また、申立人は、昭和 54 年 10 月に申立期間の国民年金保険料を一括納付したと申し立てているが、申立人は、申立期間直後の 55 年 3 月 25 日に就職しており、その就職が決まったのは入社日から 20 日ぐらい前であったと説明していることから、54 年 10 月の時点では、就職時期が分かっていたことになる。このため、申立人が当該時点に 55 年 3 月分を除いて申立期間の保険料のみを納付したとする説明は不自然である上、55 年 3 月分の保険料が還付されたという記録も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を C 町役場の窓口で一括納付したと主張しているが、町役場で昭和 55 年 3 月分を除いて保険料を納付した際の手続、及び一括納付した金額に関する記憶が定かではない上、B 県 C 町の国民年金被保険者名簿においても申立期間の保険料は未納と記録されている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、全ての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 12 月頃から 51 年 8 月頃まで  
② 昭和 56 年 5 月頃から 57 年 10 月頃まで  
③ 昭和 59 年 6 月頃から 60 年 5 月頃まで

申立期間①については、A県B市にあったC社D店（以下「D店」という。）に、申立期間②については、C社E店（以下「E店」という。）に勤務していた。C社F店（以下「F店」という。）に勤務していた期間については、G会（注）において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できるのに、申立期間①及び②については、被保険者期間とされていない。なお、各店はいずれもH社という会社に所属していた。

申立期間③については、昭和 58 年 10 月頃に大型自動車運転免許を取得した後、A県B市のI社（昭和 60 年 3 月 29 日に、J社に組織変更）に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間とされていない。当時の従業員数は約 35 人で、私は、Kという会社の商品の搬送を担当していた。

いずれの事業所においても勤務していたことは間違いないので、全ての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注） G会は、A地区におけるC社各店の店長、所長等を会員とする任意団体である「L会」に係る厚生年金保険の適用事業所名であるが、厚生年金保険法第6条第3項による任意包括適用事業所としての厚生労働大臣（当時は、都道府県知事）の認可を受けない限り、本来は、適用事業所となり得ないものである。

また、厚生年金保険法第9条は、適用事業所に使用される者を被保険者とするとして規定していることから、G会と雇用契約及び給与支払関係が無い者については、同会において厚生年金保険の被保険者とならない。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②については、申立人の各店に関する詳細な供述から判断すると、いずれも期間の特定はできないものの、申立人がD店及びE店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人が主張する、H社、D店及びE店は、適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人の雇用保険の被保険者記録において、申立期間①の被保険者記録は確認できず、申立期間②の一部の期間に、申立事業所とは異なる「M社」の被保険者記録が確認できるものの、当該事業所は適用事業所名簿において厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、G会に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人がF店に勤務していたとする時期に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できるものの、当該被保険者名簿並びにL会から提出された「厚生年金加入一覧表」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立期間①及び②に係る申立人の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

さらに、G会は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、L会の事務を代行しているN社は、「以前、当社に勤務していた者から聞いた話では、G会で厚生年金保険を取り扱っていた当時は、C社の各店の所長から厚生年金保険の加入について依頼があった場合に、所長や従業員をG会において厚生年金保険に加入させていたので、各店の所長や従業員の全員を厚生年金保険に加入させていた訳ではない。」と回答している。

- 2 申立期間③については、申立人のI社に関する詳細な供述及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がI社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の申立期間③における雇用保険の被保険者記録は確認できない上、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。これは考え難い。

また、J社は、「当時のことを確認できる書類は、既に廃棄しているため、厚生年金保険の加入状況を始め、申立人が当社に在籍していたかどうか不明である。」と回答しており、このほか、申立期間③における厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立人及び前述の複数の同僚は、申立事業所における申立期間③当時の従業員数について、30人から40人であったと供述しているものの、前述の被保険者名簿によれば、当時の厚生年金保険の被保険者数は15人前後となっており、大きく相違する上、申立期間当時社会保険事務を担当していたとする同僚の被保険者記録が、前述の被保険者名簿において確認できないことなどから判断すると、申立事業所は、申立期間③当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

- 3 申立人が、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の全ての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。